

○厚生労働省令第六十八号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第九十号）の施行に伴い、並びに労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第十八条第二号及び第十八条の二第二号の規定に基づき、労働安全衛生規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

厚生労働大臣 上野賢一郎

労働安全衛生規則の一部を改正する省令

第一条 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後

改正前

別表第2 (第30条、第34条の2関係)

別表第2 (第30条、第34条の2関係)

項	物	備考
(略)	(略)	
17	(略)	
17の2	N-アクリルモルホリド	
18	(略)	
(略)	(略)	
100	(略)	
100の2	N-(3-アミノプロピル)-N-ドデシルプロピル-1, 3-ジアミン	
101	(略)	
(略)	(略)	
152	(略)	
152の2	アノモニウムトリデカフルオロヘキサニ-1-スルホネート	
152の3	アノモニウムトリデカフルオロヘキサニ-1-スルホネート	
153	(略)	
(略)	(略)	
201	(略)	
201の2	ウンデカフルオロヘキサノ酸	
202	(略)	

項	物	備考
(略)	(略)	
17	(略)	
(新設)	(新設)	
18	(略)	
(略)	(略)	
100	(略)	
(新設)	(新設)	
101	(略)	
(略)	(略)	
152	(略)	
(新設)	(新設)	
(新設)	(新設)	
153	(略)	
(略)	(略)	
201	(略)	
(新設)	(新設)	
202	(略)	

(略)	(略)	
343	(略)	
<u>343 の 2</u>	(オキソラゾン-2-イール) メチル=プロパ -2-エノアートの	
344	(略)	
(略)	(略)	
362	(略)	
<u>362 の 2</u>	オクタノ酸	
363	(略)	
(略)	(略)	
405	(略)	
<u>405 の 2</u>	カリウム=トリデカフルオロヘプタノア ート	
406	(略)	
(略)	(略)	
478	(略)	
<u>478 の 2</u>	クロロギ酸イソプロピル	
479	(略)	
(略)	(略)	
516	(略)	
<u>516 の 2</u>	5-クロロ-2-ニトロアニリン	
517	(略)	
(略)	(略)	
586	(略)	

(略)	(略)	
343	(略)	
(新設)	(新設)	
344	(略)	
(略)	(略)	
362	(略)	
(新設)	(新設)	
363	(略)	
(略)	(略)	
405	(略)	
(新設)	(新設)	
406	(略)	
(略)	(略)	
478	(略)	
(新設)	(新設)	
479	(略)	
(略)	(略)	
516	(略)	
(新設)	(新設)	
517	(略)	
(略)	(略)	
586	(略)	

586 の 2	五ナトリウム=2, 2', 2'', 2''', 2'''' , - { [(カルボキシトメチル) デザン ジアル] ビス (エタン-2, 1-ジアルニ トリロ) } テトラアセタート	
587	(略)	
(略)	(略)	
731	(略)	
731 の 2	ジエチレントリアミン五酢酸	
732	(略)	
(略)	(略)	
734	(略)	
734 の 2	四塩化チタニウム	
735	(略)	
(略)	(略)	
1003	(略)	
	2- (N, N-ジメチルアミノ) -2-	
1003 の 2	(4-メチルペンジル) -1- (4-メル ホリノフェニル) デタン-1-オン	
1004	(略)	
(略)	(略)	
1034	(略)	
1034 の 2	ジメチルスルホアモールクロリド	
1035	(略)	
(略)	(略)	

(新設)	(新設)	
587	(略)	
(略)	(略)	
731	(略)	
(新設)	(新設)	
732	(略)	
(略)	(略)	
734	(略)	
(新設)	(新設)	
735	(略)	
(略)	(略)	
1003	(略)	
(新設)	(新設)	
1004	(略)	
(略)	(略)	
1034	(略)	
(新設)	(新設)	
1035	(略)	
(略)	(略)	

1049	(略)	
1049 の 2	3, 5-ジメチルピラゾール	
1050	(略)	
(略)	(略)	
1127	(略)	
1127 の 2	水素化リチウムアルミニウム	
1128	(略)	
(略)	(略)	
1158 の 2	(略)	
1158 の 2	2-ターシャリーチルシクロヘキシルエ の 2	
1158 の 3	(略)	
(略)	(略)	
1380	(略)	
1380 の 2	トリスノニルフェニルホスファイト	
1380 の 3	1, 1, 1-トリス (ヒドロキシメチル) プロパン	
1381	(略)	
(略)	(略)	
1384	(略)	
1384 の 2	トリデカフルオロヘプタノン酸	
1385	(略)	
(略)	(略)	
1393	(略)	

1049	(略)	
(新設)	(新設)	
1050	(略)	
(略)	(略)	
1127	(略)	
(新設)	(新設)	
1128	(略)	
(略)	(略)	
1158 の 2	(略)	
(新設)	(新設)	
1158 の 3	(略)	
(略)	(略)	
1380	(略)	
(新設)	(新設)	
(新設)	(新設)	
1381	(略)	
(略)	(略)	
1384	(略)	
(新設)	(新設)	
1385	(略)	
(略)	(略)	
1393	(略)	

1393 の2	トリフェニルホスホロチオエート	
1394	(略)	
(略)	(略)	
1400	(略)	
1400 の2	4, 4'-[2, 2, 2-トリフルオロ- 1-(トリフルオロメチル)エチリデン] ジフェノール	
1401	(略)	
(略)	(略)	
1415	(略)	
1415 の2	(E)-4-(2, 6, 6-トリメチルシ クロヘキサ-1-エン-1-イル)ブタ- 3-エン-2-オン	
1416	(略)	
(略)	(略)	
1418 の2	(略)	
1418 の3	rel-(1R, 2R, 4R)-1, 7, 7-トリメチルビシクロ[2. 2. 1]ヘ プタ-2-イル=プロパ-2-エノア- ト	
1419	(略)	
(略)	(略)	
1443	(略)	

(新設)	(新設)	
1394	(略)	
(略)	(略)	
1400	(略)	
(新設)	(新設)	
1401	(略)	
(略)	(略)	
1415	(略)	
(新設)	(新設)	
1416	(略)	
(略)	(略)	
1418 の2	(略)	
(新設)	(新設)	
1419	(略)	
(略)	(略)	
1443	(略)	

1443 の 2	ナトリウムニトリヂカフルオロヘプタノ アート	
1444	(略)	
(略)	(略)	
1511	(略)	
1511 の 2	ノナヂカフルオロヂカソ酸	
1512	(略)	
1513	(略)	
1513 の 2	ノナフルオロゾタンソー1ーヌルボン酸	
1514	(略)	
(略)	(略)	
1666	(略)	
1666 の 2	2ーピロリドン	
1667	(略)	
(略)	(略)	
1683	(略)	
1683 の 2	フェニルヒトラジジンー硫酸 (2/1)	
1684	(略)	
(略)	(略)	
1878 の 2	(略)	
1878 の 3	3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 7, 8, 8, 9, 9, 10, 10, 10- ヘキサヂカフルオロヂカソー1ーオール	

(新設)	(新設)	
1444	(略)	
(略)	(略)	
1511	(略)	
(新設)	(新設)	
1512	(略)	
1513	(略)	
(新設)	(新設)	
1514	(略)	
(略)	(略)	
1666	(略)	
(新設)	(新設)	
1667	(略)	
(略)	(略)	
1683	(略)	
(新設)	(新設)	
1684	(略)	
(略)	(略)	
1878 の 2	(略)	
(新設)	(新設)	

	(別名 8 : 2-フルオロテロマーテルコー ル)	
1879	(略)	
(略)	(略)	
1894	(略)	
<u>1894 の 2</u>	<u>ペルフルオロ (ヘキサゾー1-スルホン 酸) (別名 P F H x S)</u>	
1895	(略)	
(略)	(略)	
1958	(略)	
<u>1958 の 2</u>	<u>ポルトランドセメント</u>	
1959	(略)	
(略)	(略)	
1994	(略)	
<u>1994 の 2</u>	<u>メタクリル酸1-ヒドロキシジロバン-2 ニール及びメタクリル酸2-ヒドロキシジ ロピルの混合物</u>	
1995	(略)	
(略)	(略)	
2008	(略)	
<u>2008 の 2</u>	<u>メタホウ酸ペリウム</u>	
2009	(略)	
(略)	(略)	
2027	(略)	

1879	(略)	
(略)	(略)	
1894	(略)	
(新設)	(新設)	
1895	(略)	
(略)	(略)	
1958	(略)	
(新設)	(新設)	
1959	(略)	
(略)	(略)	
1994	(略)	
(新設)	(新設)	
1995	(略)	
(略)	(略)	
2008	(略)	
(新設)	(新設)	
2009	(略)	
(略)	(略)	
2027	(略)	

2027 の 2	2-メチル-4-イソチアゾリジン-3-オ ン	
2028	(略)	
(略)	(略)	

(新設)	(新設)	
2028	(略)	
(略)	(略)	

第二条 労働安全衛生規則の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>(がん原性物質に関する記録の保存)</p> <p>第三十三条 事業者は、第五百七十七条の二第五項の規定に基づきリスクアセスメント対象物健康診断に係るリスクアセスメント対象物ががん原性物質に該当していた期間において当該健康診断を行い、リスクアセスメント対象物健康診断個人票(当該健康診断に係るリスクアセスメント対象物ががん原性物質であるものに限る。)を作成した場合は、当該健康診断に係るリスクアセスメント対象物ががん原性物質に該当しないこととなつた場合(リスクアセスメント対象物に該当しないこととなつた場合(リスクアセスメント対象物に該当しないこととなつた場合を含む。)であつても、当該健康診断個人票を、作成した日から三十年間保存しなければならない。)</p> <p>2 前項の規定は、第五百七十七条の二第十一項の規定に基づき記録(同項第二号(リスクアセスメント対象物ががん原性物質である場合に限る。)及び第三号に係るものに限る。)を作成した場合について準用する。</p>	<p>附則</p> <p>(新設)</p>

附則

この省令は、令和十年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は公布の日から施行する。